

社会福祉法人名南子どもの家 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人名南子どもの家の役員及び評議員の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(役員及び評議員の報酬)

第3条 理事及び監事に対する報酬は、役員の地位にあることのみによっては、これを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に対する報酬は、役員の地位にあることのみによっては、これを支払わないものとする。

(兼務役員)

第4条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、平成29年6月23日より適用する。